

環境省廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室 御中

「改正容器包装リサイクル法省令案等」に関する意見

1. 氏名 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
 会長 岩倉捷之助

2. 住所 〒105-0003
 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 F
 電話番号 03-3501-5893 FAX番号 03-5521-9018

3. メールアドレス info@pprc.gr.jp

4. 意見内容

(項目)

「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みについて(案)」資料2ページ

(想定量について)

下より2行目以降

(意見)

- ・過去の市町村分別収集計画量と実績量とには乖離があり、18年度の実態は、(財)容リ協の資料によれば、引き渡し申し込み量(契約量)593千トンに対し、実績値は548千トンであり、5万トン少なく、契約比92%である。

これは数十億円の乖離額となる。

従って、市町村が引き渡し申し込みを行う際には、これまでの契約量と実績量の乖離の原因を充分精査して上で設定する必要がある。

それでもなお、乖離巾が一定量を超える市町村に対しては、算定から除外する処置を講ずべきである。

環境省廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室 御中

「改正容器包装リサイクル法省令案等」に関する意見

1. 氏名 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
 会長 岩倉 捷之助

2. 住所 〒105-0003
 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 F
 電話番号 03-3501-5893 F A X 番号 03-5521-9018

3. メールアドレス info@pprc.gr.jp

4. 意見内容

(項目)

「各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額」
に関する項 下から 12 ページ以降

(意見)

- ・再商品化の合理化の程度に応じて支払われた拠出金の市町村における用途については明確にされておらず、将来的に分別基準適合物の品質をはじめとする真に合理化に繋がる用途とすることが不可欠である。
- ・従って、評価内容の客観性はもとより、公平性や費用対効果の観点からも、拠出金の使用計画は明確にされなければならない。

環境省廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室 御中

「改正容器包装リサイクル法省令案等」に関する意見

1. 氏名 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
 会長 岩倉捷之助

2. 住所 〒105-0003
 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 F
 電話番号 03-3501-5893 FAX番号 03-5521-9018

3. メールアドレス info@pprc.gr.jp

4. 意見内容

(項目)

「3. 各市町村に対する金銭の支払の履行期限」に関連して、下から10
ページ以降。

(意見)

- ・再商品化委託費用完納特定事業者名、各市町村別の引き取り分別基準適合物の品質調査結果は、指定法人のHPに公開されているが、資金拠出に関する一連の情報も公開されるべきである。